

飯舘村への移住をお考えのみなさまへ

飯舘村 住宅 補助金

移住者
限定

新築の場合

購入

最大 **400** 万円

さらに！
福島県外からの移住で
最大 **100** 万円
プラス！

空き家の場合

購入

最大 **110** 万円

さらに！
福島県外からの移住で
最大 **90** 万円
プラス！

修繕

最大 **100** 万円

✓ 申請から交付までの流れ

新築／空き家購入の場合

空き家修繕の場合

条件にあてはまるか、しいたて移住サポートセンターで確認

工事の見積書を提出

申請書類を提出して審査、問題がなければ交付決定

物件の新築／購入を契約

物件の修繕を契約

実際に工事／購入が完了したことを書類で報告

補助金の額が最終決定され、お支払い

* 福島県外からの移住による加算は、来てふくしま住宅取得支援事業の併用によるものです。

* 申請から交付までは同一年度で完結する必要がありますので、ご注意ください。

* 補助金は内容が変更となる場合や終了となる場合がありますので、ご了承下さい。

お問い合わせ先

しいたて移住サポートセンター

☎ 0244-68-2850

✉ iju@iitatelife.jp

営業時間 平日 9:00-17:30 (土日祝日は休業)

補助金額の内訳

(来てふくしま住宅取得支援事業の補助を含めた金額)

実際にかかった費用から上限割合をかけた額と、下記の金額(基本額と条件を満たした加算額の合計)のうち、金額が低い方が適用されます。
(例・空き家修繕補助金を申請し、実際に120万円かけて修繕した場合 120万円×8割=96万円が交付)

新築購入 補助金	福島県外 から移住 上限5割	基本額 440万円	+	子育て世帯* 20万円	村内就業者* 20万円	村内事業者* 20万円
	福島県内 から移住 (飯館村内を除く) 上限8割	基本額 370万円	+	子育て世帯 10万円	村内就業者 10万円	村内事業者 10万円
空き家購入 補助金	福島県外 から移住 上限5割	基本額 160万円	+	子育て世帯 20万円	村内就業者 20万円	
	福島県内 から移住 (飯館村内を除く) 上限8割	基本額 90万円	+	子育て世帯 10万円	村内就業者 10万円	
空き家修繕 補助金	移住者共通 上限8割	基本額 100万円		* 子育て世帯 18歳未満の子どもがいる世帯 * 村内就業者 村内で就農/起業をする方か、村内の企業に勤める方がいる世帯 * 村内事業者 住宅を村内事業者が施工する場合		

* 福島県外からの移住の場合の上乗せ分(基本額・加算額)は、来てふくしま住宅取得支援事業の補助分です。

交付対象の条件

(飯館村住宅補助金の条件)

すべての補助金に共通の条件

- 1 平成23年3月11日時点で村に住所がない方
- 2 定住する意思を持って移住する方
- 3 これまでに飯館村が交付する同様の補助金を受けていない方
- 4 原子力災害による東京電力ホールディングス株式会社の賠償が受けられない方
- 5 移住前の住所地において税金等を滞納していない方
- 6 本人及び同居人が暴力団員又は暴力団関係者でない方
- 7 成年被後見人等でない方
- 8 職場の転勤/派遣/研修などにより期間を区切って村に居住する場合でない方
- 9 療養のために村内の介護施設等に入所する場合でない方

* 来てふくしま住宅取得支援事業は条件が一部異なります。
詳細は福島県WEBサイトよりご確認ください。

新築購入補助金の条件

- 1 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている住宅であること
- 2 併用住宅の場合、居住面積の床面積が2分の1以上であること

空き家購入補助金の条件

- 1 移住者が売買契約または賃貸借契約をした日の前日、または補助金の交付申請日の前日のいずれか早い日まで、居住などの使用がされていない物件であること

空き家修繕補助金の条件

- 1 移住者が売買契約または賃貸借契約をした日の前日、または補助金の交付申請日の前日のいずれか早い日まで、居住などの使用がされていない物件であること
- 2 飯館村村営住宅と比較して、過剰な修繕や備品でないこと
- 3 備品の購入は、取付作業が工事に含まれるものであること

申請時に必要な書類

*下記の他にも追加に必要な書類が発生する場合があります。

住宅新築補助金

- 交付申請書・履歴書など村が発行する各種書類
- 工事請負契約書などの案
- 工事代金の見積書
- 身分証明書
- 前住所地での住民税の納税(非課税)証明書
- 金融機関との契約書(住宅ローンを利用する場合)

空き家購入補助金

- 交付申請書・履歴書など村が発行する各種種類
- 不動産売買契約書の案
- 購入予定の住宅の登記簿の写し
- 空き家の金額がわかるもの(見積書など)
- 身分証明書
- 前住所地での住民税の納税(非課税)証明書

空き家修繕補助金

- 交付申請書など村が発行する各種書類
- 工事内容の記載がある見積書
- 不動産売買(賃貸)契約書のコピーまたは案
- リフォーム工事請負契約書(請書)などの案
- 身分証明書
- 前住所地での住民税の納税(非課税)証明書
- 相続することがわかる書類(相続の場合)